

別添

経済産業省

29産ガ安第7号
平成30年2月1日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 田村 厚雄

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における建設工事等に係る事故（他工事事故）の防止に向け、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長並びに同省医薬・生活衛生局水道課長及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長並びに同省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つかった場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

